

物品売買契約書（案）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び物品売買契約約款によって、物品売買契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	油類単価供給契約（水沢地区）
品名・物件名	レギュラーガソリン
数量（単位）	単価表のとおり
仕様	別紙「仕様書」のとおり
契約金額 （税込み）	金 円
	（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和8年3月31日
納入場所	店頭
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 岩手県奥州市水沢東上野町12-17  
岩手南部森林管理署  
分任支出負担行為担当官

受注者

# 仕様書

## 1、予定数量の異動

発注者の都合により契約物件の予定数量に異動を生じても、乙は異議を申し立てないものとする。

## 2、納品確認

受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。

また、発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名又は記名押印し、受注者にその受領書を交付するものとする。

前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。

ただし、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名押印のないものは無効とする。

## 3、請求

この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。

## 4、予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

## 5、契約単価の変動による変更契約

その月の最終週の一般小売価格・給油所石油製品・週次調査（以下「週次調査」という。）の価格が契約時または直近の変更契約時の週次調査の価格に対して3.0円以上変動した場合は、協議のうえ、契約単価を変更することができるものとする。

## 6、給油方法

ガソリンは事業者所有の給油施設・代行店舗（ただし、セルフ給油方式の給油施設は不可とする）において車両又は携行缶へ供給する店頭渡しによるものとする。

また、灯油は、タンクローリー車により官署等に設置しているホームタンク・携行缶等各納入場所へ配達するものとする。

物品売買変更契約書（案）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び物品売買契約約款によって、物品売買契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	油類単価供給契約（水沢地区）
品名・物件名	レギュラーガソリン
数量（単位）	単価表のとおり
仕様	別紙「仕様書」のとおり
契約予定金額 （税込み）	金 円
	（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和8年3月31日
納入場所	店頭
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が記名押印を行ったものを保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 7年 月 日

発注者 岩手県奥州市水沢東上野町12-17  
岩手南部森林管理署  
分任支出負担行為担当官 志磨 克 印

受注者

# 仕様書

## 1、予定数量の異動

発注者の都合により契約物件の予定数量に異動を生じても、乙は異議を申し立てないものとする。

## 2、納品確認

受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。

また、発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名又は記名押印し、受注者にその受領書を交付するものとする。

前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。

ただし、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名押印のないものは無効とする。

## 3、請求

この請求は契約期間中、月1回を超えることはできない。

## 4、予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の10%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

## 5、契約単価の変動による変更契約

その月の最終週の一般小売価格・給油所石油製品・週次調査（以下「週次調査」という。）の価格が契約時または直近の変更契約時の週次調査の価格に対して3.0円以上変動した場合は、協議のうえ、契約単価を変更することができるものとする。

## 6、給油方法

ガソリンは事業者所有の給油施設・代行店舗（ただし、セルフ給油方式の給油施設は不可とする）において車両又は携行缶へ供給する店頭渡しによるものとする。

また、灯油は、タンクローリー車により官署等に設置しているホームタンク・携行缶等各納入場所へ配達するものとする。

単価表

品目	品質規格	予定（実績）数量	単価	予定金額
レギュラー	JIS K 2202 2号	(予定) 8,000L		
小計		8,000L	-	
消費税			-10%	
合計				